

維持会員・賛助会員規程

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツクラブ協会（以下「協会」という。）定款第35条の「維持会員及び賛助会員」に関する必要な事項を定める。

第2条 維持会員及び賛助会員は、協会の目的に賛同し、維持活動を行う個人及び法人・団体で、その性格により次のとおり分類する。

- (1) 個人維持会員：この法人の指導者資格を持ち、この法人の目的に賛同する個人会員。
- (2) スポーツクラブ維持会員：この法人の目的に賛同するスポーツクラブ会員。
- (3) 賛助会員：この法人の目的に賛同する企業・団体および個人。


第3条 維持会員及び賛助会員になろうとする者は、協会理事長あて所定の入会申込書を提出する。

2 協会理事長は、入会申込書を審査のうえ入会を承認する。

第4条 維持会員及び賛助会員には、会員証を交付する。

第5条 維持会員及び賛助会員は協会から別表に定める特典を受けることができる。

別表

| 【個人維持会員】 | 特典内容 |
|--|---|
| 指導者維持会員 | 指導者維持会員対象にご自身の資質向上を目的とした「リフレッシュコース」を各講習会に新設 受講料は一般受講料の半額程度(事務手数料・テキスト代含む) |
| マスター 指導者維持会員 | スポーツクラブサミット参加料が一般参加料の半額 スーパーマスター取得申請者は参加料 3,300 円 |
| スーパーマスター 指導者維持会員  | スポーツクラブサミットへご招待(参加料無料) 協会ロゴ(カラー)入り名刺を希望者に実費でお作りいたします (作成希望の方は事務局宛、ご連絡ください。申込書をお渡します。) |
| 【スポーツクラブ維持会員】 | スポーツクラブサミット参加料が一般参加料の半額 |
| 【企業・団体賛助会員】 | スポーツクラブサミットへ無料ご招待(2名様まで) |
| | 本協会主催講習会の受講料無料(年間5名様まで) |
| | 学校法人は認定校登録承認 |
| 一般維持会員 | 年会費の割引→2年度分 5,500 円(1,100 円割引) →5年度分 11,000 円(5,500 円割引) |

第6条 維持会員及び賛助会員は、毎年4月末までに、その年度の会費を納入する。
ただし、年度開始後の入会の場合は、入会申込日の月末までに納入する。

2 維持会員及び賛助会員が年度途中で退会した場合には、既納の維持会費は返還しない。

第7条 維持会員及び賛助会員の会費は次のとおりとする。なお、入会にあたっての入会金は不要とする。

- (1) 個人維持会員

①指導者維持会員

| 種 類 | 期 間 |
|--|----------------|
| スポーツインストラクター、子ども身体運動発達指導士、スポーツクラブマネジャー、中高老年期運動指導士、介護予防運動スペシャリスト、健康・スポーツサプリメントアドバイザー等 | 2年間 6,600円 |
| 上級スポーツインストラクター、上級子ども身体運動発達指導士、上級中高老年期運動指導士、上級介護予防運動スペシャリスト、上級健康・スポーツサプリメントアドバイザー | 2年間 11,000円 |
| マスター指導者 | 生涯 11,000円 |
| マスター上級指導者 | 生涯 16,500円 |
| スーパーマスター | 生涯 27,500円 |
| 名誉マスター | 生涯 110,000円 |

| | | |
|-----------------|-----|-------------|
| ②永年（生涯）会員 | 年 額 | 1,650円（通信費） |
| (2) スポーツクラブ維持会員 | 年 額 | 11,000円 |
| (3) 賛助会員（企業・団体） | 年 額 | 132,000円 |
| 賛助会員（個人） | 年 額 | 3,300円 |

2 前項の会費については、その全額を管理費用のために充当する。

第8条 維持会員が退会する場合は、あらかじめ協会理事長に退会届を提出し、承認を得る。

2 第6条に定める納入期限を6ヶ月以上過ぎても維持会費を未納の場合は退会とみなす。

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て、協会理事長が行う。

(附 則)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年4月1日から改定・施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から改定・施行する。
- 4 この規程は、平成25年4月1日から改定・施行する。
- 5 この規程は、平成26年4月1日から改定・施行する。
- 6 この規程は、平成27年4月1日から改定・施行する。
- 7 この規程は、平成28年4月1日から改定・施行する。
- 8 この規程は、平成29年4月1日から改定・施行する。
- 9 この規程は、平成31年3月1日から改定・施行する。
- 10 この規程は、令和2年2月26日から改定・施行する。